

第5回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第5回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請については、本会議において
審議しますので部会では審議いたしません。

事務局 : 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和5年10月23日受付

この申請は一般住宅用地として利用するための使用貸借権設定の農地転用です。

<申請内容について説明>

以上で議案2号の説明を終了します。

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。
それでは、議案第2号番号1についてご意見ををお願いいたします。

(意見無し)

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させて
もらいます。これで部会を終了いたします。

第5回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第5回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : 稲刈りが終わり、これから麦の時期になっていくが、今年は高温や雹など気候に異変が起きており農業への影響は大きい。11月19日には産業祭

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は11名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 11番 原 委員 12番 深町 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

この申請は農地の所有権移転の申請です。

<申請内容について説明>

以上で議案第1号の説明を終了します。

議 長 : それでは、議案第1号について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、議案第1号は原案のとおり**許可**と決定します。

議 長 : 続きまして議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和5年10月23日受付

この申請は一般住宅用地として利用するための使用貸借権設定の農地転用です。

<申請内容について説明>

以上で議案2号の説明を終了します。

議長 : それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案
のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長 : 続きまして議案第3号「玉村町農業施策に関する意見書(案)」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第3号「玉村町農業施策に関する意見書(案)」について説明いたします。

毎年町に出している、「玉村町農業施策に関する意見書」について説明
※今年度、「気候変動の影響に対する支援について」を追加

議長 : それでは議案第3号について質疑及び審議に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・審議等)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。

議案第3号について承認とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

議案第3号「玉村町農業施策に関する意見書」を承認とします。

議長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。4件受理しております。

<届出内容について説明>

以上で報告事項第1号を終わります。

続きまして報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。4件受理しております。

<届出内容について説明>

以上で報告事項第2号を終わります。

続きまして報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告いたします。

今月は資料のとおり3件の合意解約の通知を受けております。

以上で報告事項を終わります。

議長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告事項については、終了とします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○会費の集金について

農業委員会の活動費用に充てるため、会費を集めたい。毎月 18 千円程度の報酬が 8 月分(9 月下旬振込)から口座に入っていると思うが、今回、1 人当たり 15,000 円を 12 月の定例会時に集金させていただきたい。会費は会議や行事の際の飲食物や、懇親会の費用に使用する。お手数ですが、現金でご持参ください。

○産業祭について

11 月 19 日(日)の産業祭では、主催者の農業委員会は表彰式典に参加します。9 時 30 分開始ですので、その時間までにお集まりください。服装はシャツ・背広程度の服装で、ネクタイは着用しなくてかまいません。役場西駐車場を関係者用として用意していますが、送付済みの駐車券がないと駐車できませんので、必ずお持ちください。式典終了後は JA 支店 2 階で行われる野菜の品評会に参加します。それが終わり次第、弁当を受け取って解散になります。弁当は 11 時頃から 1 階の職員休憩室で配布しますので、各自受け取りに行ってください。

○ぐんま農業委員会女性ネットワーク 関東ブロック女性農業委員研修への協力要請について

群馬県農業会議より、12 月 13 日に開催される女性農業委員を対象とした関東ブロック規模の研修会にあたり、参加と手土産の提供の依頼がありました。塚越委員が県の役員になっていますので、玉村町からは塚越委員が参加予定ですが、手土産については各農業委員数の分だけ提供するように依頼されています。300 円×12 個を用意し、県に提供することとなりますが、どのようなものを用意するか、そしてその費用は農業委員の運営費用から支出してよいかを協議してください。手土産は農産物でよいらしいので、費用負担をして購入せずに各自が農産物を持参するという方法も可能です。12 月 13 日(開催当日)の朝に取りまとめ、県の事務局に引き渡します。

○たまねぎの定植について

11 月 15 日(水)の 9 時でたまねぎの定植を予定している。詳しい内容は村田から説明。

議長 : その他、委員の方から何かありますか。

なければ、以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長 : 委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。